

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市小木直江津航路運営費等補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	小木直江津航路の運航を確保し、もって離島地域の振興及び離島住民の民生の安定と向上に資するため、予算の範囲内において小木直江津航路事業者の佐渡汽船株式会社に対し、小木直江津航路運営費等補助金を交付する。
補助事業者	小木直江津航路の離島航路事業者である佐渡汽船株式会社
補助対象経費	航路損益見込計算書及び航路損益計算書における純損失額に、カーフェリー「こがね丸」の減価償却費を加えた金額。ただし、国庫補助金の交付を受ける場合は、当該金額から国庫補助金を差し引いた額（航路欠損額）。
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	146,660千円（当初予算）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の10分の10以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 本補助金は小木直江津航路の運航を確保し、継続かつ安定した航路運行を支え、離島地域の振興及び離島住民の民生の安定を目的としているため数値化は困難である。
補助制度開始	令和5年4月1日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
	小木直江津航路へのカーフェリー「こがね丸」導入に伴う佐渡汽船への行政支援が5年間と決まっているため。
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	佐渡汽船に案内する。
事業担当	（担当部署） 企画部交通政策課
	（電話番号） 0259-63-3184